

海老名市総合窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

海老名市では、市役所への来庁者案内及び総合窓口における業務について民間事業者に委託し、民間事業者の技術、創意工夫等を活用した効率的で効果的な案内及び窓口業務の実現とそれによる市民サービスの向上を図っています。

現在実施している業務委託が令和4年中に終了するにあたり、引き続き市民サービスの向上を図るため、次期の委託内容の検討のために公募型プロポーザルを実施するものです。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

海老名市総合窓口等業務委託

(2) プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式

(3) 担当部署

市民協働部窓口サービス課（事務統括）

保健福祉部福祉政策課

財務部財産・車両課

3 業務の概要

(1) 業務の内容

別添「海老名市総合窓口等業務委託要求仕様書」のとおり

(2) 業務履行場所

海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所

(3) 業務履行期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで（5年間）

※ 令和4年度以降の予算に基づき執行する予定です。令和4年度以降の予算が議決されないときは契約期間が変わる可能性があります。

(4) 提案限度額（消費税相当額を含む）

提案限度額は次に示すとおりとなります。なお、ここに示す金額は契約時の

予定価格を示すものではなく、事業の最大規模の想定金額です。

約 1, 212, 000, 000円 (税込・5年間総額)

(概ね、庁舎案内・電話交換 7%、市民総合窓口 46%、福祉総合窓口 47%、の見込み)

4 選考方法等

(1) 選考方法

本プロポーザルでは、海老名市総合窓口等業務委託の選考委員会（以下「選考委員会」という）が、二段階方式で審査を行い、最優秀提案者の選考を行うものとします。

一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対して、一次審査提出書類に関する必要な確認及び別途提示する課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行います。詳細については後述します。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、一次審査及び二次審査それぞれの審査ごとに参加者へ通知します。また、二次審査結果は市ホームページで公表します。

なお、審査内容に関する問い合わせには受け付けません。

(3) 情報公開

プロポーザルの結果について海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づく公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。公開の可否は、市が判断します。判断の基準は別紙「プロポーザルの実施に係る事業者選考の情報公開基準について」のとおりとします。

5 最優秀提案者特定までのスケジュール

番号	項目	日付
1	プロポーザル公表、参加意向申出受付開始 質疑受付開始	令和3年12月24日(金)
2	参加意向申出締切り	令和4年1月14日(金)
3	資格確認結果通知、一次審査書類提出要請	令和4年1月19日(水)

4	質疑締切り	令和4年1月24日(月)
5	一次審査書類提出締切り	令和4年2月2日(水)
6	一次審査(書類審査) ※ 委員による書類審査のため出席不要	令和4年2月21日(月)
7	一次審査結果通知、二次審査の参加要請	令和4年2月25日(金)
8	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング) ※ 出席数は3名まで	令和4年3月25日(金)
9	二次審査結果通知	令和4年4月1日(金)
10	契約締結予定(令和4年度予算議決がされない場合は締結しない。)	令和4年4月28日(木)

6 参加資格

このプロポーザルに参加し最優秀提案者となることができる者は、本プロポーザル公表日現在において、次に掲げる要件をすべて備えている者としてします。

ただし、この公表から最優秀提案者決定までの期間に次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合はプロポーザルに参加し最優秀提案者になることができません。

- (1) 海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱(平成21年4月1日制定)の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例(平成22年条例第43号)第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)

の認証を取得していること。

- (8) 平成23年度から令和3年度までの間に、人口7万人以上の地方自治体を相手方として、次の条件に該当する契約について、単体で履行（履行中である場合には、履行開始後6か月以上経過している。）した実績を有すること。

【条件】

次の業務に関する請負契約（複数の契約で条件を充足してもよいものとします。）		
区分	業務内容	業務内容の例示 (例示した内容の一部が該当するもので可)
業務1	市民総合窓口に関するもの	住民基本台帳の異動、戸籍の届出、証明書等の交付
業務2	福祉総合窓口に関するもの	国民健康保険関係、後期高齢者医療保険関係、児童手当ほか各種手当の手続、障がい福祉関係、介護保険関係

※業務内容の区分は当市の仕様書の区分に準ずるものとする。

7 配布書類

(1) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(2) 配布書類一覧

ア 海老名市総合窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

イ 海老名市総合窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）

ウ 海老名市総合窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準

エ 様式1～7（海老名市プロポーザル方式参加意向申出書、海老名市総合窓口等業務委託にかかる調査書、質疑書、海老名市プロポーザル方式提案書等提出について、見積書、非公開としたい情報届出書、海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書）

※ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱ほか海老名市契約関連規程は契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認してください。

- (3) 本要項ほか本件プロポーザルの関係書類に変更等が生じた場合は、質疑の回答欄に掲載するものとします。

8 参加意向申出

プロポーザルの参加を希望する場合は、次のとおり申し出てください。

提出書類	① 「海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」及び付属書類 ② 海老名市総合窓口等業務委託にかかる調査書 (任意様式でも可。事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。) ※ ①及び②の書類をまとめたものは1部提出すること。
提出期限	令和4年1月14日(金) 17時15分までに必着(郵送の場合も含む。)
提出先	〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市市民協働部窓口サービス課窓口サービス係
提出方法	郵送又は持参してください。 ※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。 ※持参の場合：提出期限日までの市役所開庁日(土曜開庁日を除く。)において、8時30分から17時15分までの間のみ受付

参加意向申出を受けて市で参加資格の確認を行います。確認結果については、文書で通知します。参加資格を有していることが確認できた者に対して、提案書等の提出を要請します。

9 質疑

(1) 質疑方法・期限

プロポーザルに関する質疑は、次のとおり受け付けます。

提出方法	「質疑書」により電子メールにて提出してください。 なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。
回数	提案者ごとに1回まで。ただし、回答内容に対し再質疑を要する場合はご相談ください。
提出先アドレス	madoguchi@city.ebina.kanagawa.jp ※メールの件名は「【プロポーザル質問 社名(事業者名)】」で送ってください。
提出期限	令和4年1月24日(月) 17時15分受信分まで

全ての質疑と回答について、随時、市ホームページへ掲載します。

質疑は受付後2営業日以内、回答は質疑掲載後3営業日以内を目安に掲載します。

※ 回答については、提案書類提出期限の前日まで更新する場合があります。

1 0 企画提案書で求めるテーマ

別紙要求仕様書のとおり

1 1 審査

(1) 審査の対象者

市が提案書等の提出要請を行った者を審査の対象とします。

(2) 最優秀提案者の特定方法

審査は、各評価項目について、一次審査及び二次審査を行います。

いずれも、各選考委員の得点により、選考委員毎に順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、配点された順位点の合計得点により判断します。

なお、一次審査、二次審査とも順位点の合計が同点となった場合は、次により上位者を決定します。

① 評価基準中の評価項目「業務実施体制」の合計点が高い者

② ①が同じであった場合、評価基準中の評価項目「見積額」の合計点が高い者

③ ②が同じであった場合、提出された見積金額の低い者

(3) 一次審査

一次審査では、配点された順位点の合計点により、上位3者を二次審査対象者として選出します。

なお、選考委員会による書類審査となるため、提案者の出席は不要です。

提案書の提出及び審査方法等については、次のとおり。

提出書類	次の書類を17部（正本1部、副本16部）提出すること（①、④については、正本のみ添付）。 ① 「海老名市プロポーザル方式提案書等提出について」 ② 企画提案書 ※副本については、提案者名（会社名）を表示しないこと。 ※企画提案書は、表紙及び別添資料等（カタログ等）を除き、60ページ以内の構成とすること。 ③ 「見積書」及び付属書類 ④ 様式「非公開としたい情報届出書」
提出期限	令和4年2月2日（水）17時15分まで必着（郵送の場合も含む。） ※ 提出先及び提出方法は、参加意向申出と同様

第一次審査実施日	令和4年2月21日(月) (出席不要)
評価基準	「海老名市総合窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」により審査を実施します。
順位点	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、6位以降…0点
一次審査結果の通知	令和4年2月25日(金)以降 一次審査結果については、対象者全員へ個別に文書で通知します。 また、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知します。
その他	選考委員の採点中「D(0点)」の項目がある場合は、選外とします。

(4) 二次審査

二次審査では、順位点の合計に基づき順位を決定し、順位点の合計が最も高い者を最優秀提案者とします。

ただし、一次審査における点数は引き継ぎません。

審査方法等については、次のとおり。

詳細は一次審査結果とともに送付する通知で確認してください。

実施予定日	令和4年3月25日(金)
審査内容	①本業務委託に関するプレゼンテーション ②提案者に対するヒアリング
出席人数	3人以内とします。
審査時間	プレゼンテーション：40分以内 ヒアリング：20分程度。プレゼンテーション終了後に実施する。
評価基準	「海老名市総合窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」により審査を実施します。
順位点	1位…2点、2位…1点、3位…0点
二次審査結果の通知	二次審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載します。
機器等について	プレゼンテーションに必要な機器は持参してください。 なお、次の機器は市で用意したものを使用しても構いません。 ① プロジェクター (HDMI端子)

	② V G A端子ケーブル（10m） ③ HDMIケーブル（5m） ④ ドラムリール（20m） ⑤ スクリーン（120cm×160cm） ⑥ レーザーポインター（緑）
その他	選考委員の採点中「D（0点）」の項目がある場合は、選外とします。

1.2 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成してください。
- (2) 一次審査における企画提案書及び二次審査における説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができます。また、彩色も可とします。企画提案書は、表紙及び別添資料等（カタログ等）を除き、60ページ以内の構成としてください。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできません。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いてください。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とします。
- (4) 両面複写は可としますが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないでください。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。また、正本と副本とが識別できるよう提出してください。副本については、提案者名は記載しないでください。
- (6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則として認めません。

1.3 最優秀提案者の取扱

- (1) 審査により順位第一位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行います（令和4年度以降の予算が議決された場合に限る。）。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断したときは、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉します。
- (2) 契約は、本プロポーザル結果に基づく随意契約とします。
- (3) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約

款によります。

1.4 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選考委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 「参加意向申出書」の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

1.5 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とします。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等。ただし、本市は非課税につき貼付不要）
 - ウ 契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。
- (5) 「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合があります。

- (7) 契約締結までに、最優秀提案者が業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと思われるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、次期業務委託の実施における最優秀提案者の選考を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、令和4年度以降の予算が議決され契約を締結する場合においても、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (9) 本事業の予算が議決されない場合、最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市及び海老名市議会に対し、損害の賠償を請求することはできません。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を、他に漏らしてはなりません。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規程に準じます。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定めます。